

令和7年第2回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和7年6月17日（火曜日）

1 出席議員

1番	三 善 庸 平	2番	竹 下 駿
3番	井 上 敬	4番	石 井 和 幸
5番	山 下 安 憲	6番	末 永 義 美
7番	藤 井 敏 通	8番	戎 屋 昭 彦
9番	杉 山 武 志	10番	秋 枝 秀 稔
11番	岡 山 隆	12番	三 好 瞳 子
13番	山 中 佳 子	14番	竹 岡 昌 治
15番	村 田 弘 司	16番	荒 山 光 広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡 崎 基 代	議会事務局議事調査班長	寺 垣 真 輔
議会事務局庶務班長	中 島 高 輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市 長	篠 田 洋 司	副 市 長	志 賀 雅 彦
教 育 長	南 順 子	病院事業管理者	清 水 良 一
代表監査委員	重 村 暢 之	デジタル推進部長	古 屋 敦 子
総務企画部長	佐々木 昭 治	市民福祉部長	佐々木 靖 司
建設農林部長	市 村 祥 二	観光商工部長	河 村 充 展
総務企画部理事	梶 山 英 樹	地方創生監	佃 侑 祐
会計管理者	中 嶋 一 彦	教育委員会事務局長	千々松 雅 幸
上下水道局長	早 田 忍	病院事業局管理部長	古 屋 壮 之
消 防 長	中 野 秀 爾	総務企画部総務課長	柳 瀬 勝 美
総務企画部行政経営課長	山 田 豊 正	総務企画部税務課長	竹 内 正 夫
市民福祉部市民課長	沓 野 純 枝	觀光商工部 商工労働課長	岡 崎 輝 義

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 令和6年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについて
- 日程第4 報告第2号 令和6年度美祢市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第5 報告第3号 令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第6 報告第4号 令和6年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第7 報告第5号 令和6年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第8 報告第6号 令和6年度美祢市観光開発株式会社の事業報告について
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認について（美祢市税条例の一部改正について）
- 日程第10 議案第48号 専決処分の承認について（美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について）
- 日程第11 議案第49号 専決処分の承認について（美祢市都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第12 議案第50号 専決処分の承認について（美祢市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第13 議案第58号 美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第51号 令和7年度美祢市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第52号 令和7年度美祢市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第53号 令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第54号 令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第55号 美祢市鳳名地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第56号 美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

て

- 日程第21 議案第59号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第60号 美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第61号 美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第62号 財産の取得について
- 日程第25 議案第63号 民事調停事件に係る調停案の受諾について
- 日程第26 議案第64号 美祢市固定資産評価員の選任について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。開会の前に、エアコンが効いていると思いますけど、暑く感じられる方は上着を取られて結構ですのでよろしくお願ひします。

ただいまから、令和7年第2回美祢市議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、執行部から、4月1日付の人事異動に伴い職員の紹介がありますのでよろしくお願ひいたします。志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私から、4月1日付での異動のありました本日出席をしております職員を御紹介させていただきます。

まず、正面向かって左側から紹介をいたします。1列目、デジタル推進部長、古屋敦子。

続きまして、2列目、市民福祉部長、佐々木靖司、総務企画部理事、梶山英樹。

続きまして、3列目、行政経営課長、山田豊正、税務課長、竹内正夫。

続きまして、正面向かって右側になります。2列目、病院事業局管理部長、古屋壮之。

続きまして、3列目、総務課長、柳瀬勝美、商工労働課長、岡崎輝義。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒山光広君） これより、議事に入ります。

この際、事務局から諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本定例会に、本日までに送付しているものは、執行部からは、報告第1号から報告第6号までの6件及び議案第47号から議案第64号までの18件、計24件、事務局からは、会議予定表並びに一般質問順序表の2件です。

本日、配付しているものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件です。
報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山下安憲議員、末永義美議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から7月8日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定については、既に送付している予定表のとおりでありますので、御了承願います。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。篠田市長。

[市長 篠田洋司君 登壇]

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、3件の御報告をいたします。

初めに、さきの令和7年第1回定例会において御報告いたしましたふるさと美祢応援寄附金事業における返礼品の一部発送遅延について、現在の状況を改めて御報告いたします。

予定どおりの発送ができなくなりました返礼品は、「農薬9割減コシヒカリ」及び「無農薬ヒノヒカリ」の2品目ですが、返礼品が未発送となっておりました寄附者に代替返礼品等を御案内した結果、およそ9割の寄附者の方から、本年10月以降に、令和7年度産の新米を発送させていただくことの御了解をいただきました。

なお、新米の発送については、米価格が高騰している状況ではありますが、数量等、申込みのありました内容で対応させていただくこととしております。

そのほか、代替返礼品を希望された方に対しましては、発送準備が整い次第、順次発送をしております。

令和7年度産新米への振替、また、代替品での対応に御理解いただきました寄附者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

現在の米に係る返礼品の対応は、米の在庫不足により送付を停止しているところであります。令和7年度産の新米につきましては、一部事業者において先行予約

を受け付けております。

今後も米に限らず、返礼品の種類や数量を充実させるとともに在庫管理を徹底し、地域特産品の市場展開に取り組んでまいる所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

統いて、遊休資産の有効活用について御報告いたします。

旧赤郷小学校は、平成31年3月31日に閉校となっており、その後の活用方法について、地元の御理解をいただきながら協議を進めておりましたが、本年3月31日、山口市に本社を置きます株式会社日進建設と本市との間で、学校用地及び校舎建物の一部について、土地建物賃貸借契約を締結いたしました。

株式会社日進建設におかれましては、校舎の1階部分を利用し、クルマエビの陸上養殖事業を計画されており、養殖用水槽や関連設備の設置工事を経て、6月27日に旧赤郷小学校において開所式が行われ、同日から操業開始を予定されます。

同社の進出により、地域の方々の思い出の場所である旧赤郷小学校に新たな息吹が吹き込まれ、地域に特色ある新しい産業が生まれることを私自身も大変うれしく思っております。

最後に、2025年日本国際博覧会、通称大阪・関西万博での観光プロモーションの実施について御報告いたします。

去る6月10日から13日の4日間、大阪・関西万博において、山口県及び県内市町が連携し、山口県ブースの出展やステージイベントを通じて、観光、物産及び文化などの魅力を発信いたしました。

本市は、県央連携都市圏域の枠組みで、山口市、宇部市、萩市、防府市、山陽小野田市及び津和野町との連携により、山口ゆめ回廊合同ブースを出展し、観光コンテンツの紹介や特産品の試食・販売、また、ステージイベントなどの観光プロモーションを行ったところであります。

12日には、県のステージイベントとして、山口ふるさと大使及び本市のふるさと交流大使である本市出身の切り絵画家・久保修氏との対談を行いました。

この対談では、久保氏が長年にわたり国内外で切り絵を通じて、日本文化や郷土の魅力を発信されている取組を紹介し、秋吉台や秋芳洞といった本市の象徴的な景観や特産品をテーマとした作品を通して、豊かな自然環境、歴史・文化資源などの魅力を広く発信いたしたところであります。

翌13日には、私自らトップセールスを行い、ユネスコ世界ジオパーク認定を目指す取組や秋芳洞未公開エリアケイビングツアーなど、本市ならではの観光アクティビティを紹介し、自然や文化を通した観光の魅力を発信したところであります。

国内外から多くの人が訪れる万博という国際的イベントにおいて、本市の観光資源や特産品などの魅力を広くアピールできたことは大変貴重な機会となり、有意義であったと感じております。

以上、報告を終わります。

[市長 篠田洋司君 自席に着く]

○議長（荒山光広君）　日程第3、報告第1号から日程第25、議案第63号までを——
日程第3、報告第1号から日程第26、議案第64号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

[市長 篠田洋司君 登壇]

○市長（篠田洋司君）　本日、令和7年第2回美祢市議会定例会に提出いたしました報告6件、議案18件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、令和6年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについてであります。

これは、令和6年度美祢市一般会計予算の継続費において、衛生センター設計・施工監理業務に係る事業費を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和6年度美祢市一般会計予算繰越し明許費の繰越しについてであります。

これは、令和6年度美祢市一般会計予算の繰越し明許費において、防災体制推進事業ほか18件の事業費を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算繰越し明許費の繰越しについてであります。

これは、令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の繰越し明許費において、秋吉広谷浄化センター整備事業に係る事業費を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第4号は、令和6年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和6年度美祢市水道事業会計予算において、麓地区配水管布設替工事ほか3件の事業費を令和7年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

報告第5号は、令和6年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについてであります。

これは、令和6年度美祢市下水道事業会計予算において、市道麦川小学校線災害復旧に係る下水道管本設工事ほか2件の事業費を令和7年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

報告第6号は、令和6年度美祢観光開発株式会社の事業報告についてであります。

令和6年度の道の駅おふく施設全体の来客数は、令和7年1月10日から同年3月1日まで、レジオネラ属菌の対応のため温泉施設を休業した影響もあり、前年度を9.2ポイント下回る27万7,000人となりました。

また、長引く物価高騰の影響もありましたが、結果として、当期純利益20万2,747円を計上したところであります。

今年度は、引き続き物価高騰による経営への影響が懸念されるものの、様々なイベントの企画や積極的な情報発信、地域の特性を活かした特徴ある商品開発など、道の駅おふくが目的地となる快適な空間を目指し、利用者のニーズを常に意識し、地域と一体となった道の駅づくりを行っていく計画とされています。

ここに、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第47号は、美祢市税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、軽自動車税種別割の新設など、所要の改正を行ったものであります。

議案第48号は、美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の適用期間を令

和10年3月31日まで延長したものであります。

議案第49号は、美祢市都市計画税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、規定中の項番号に変更が生じたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第50号は、美祢市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認についてであります。

これは、地方税法施行令の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を1万円引き上げるなど、所要の改正を行ったものであります。

以上、議案第47号から議案第50号まで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第51号は、令和7年度美祢市一般会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長及び開票管理者等の報酬の増額分を追加するものであります。

歳出では、総務費において、参議院議員選挙費を追加しております。

一方、歳入では、県支出金において、参議院議員選挙委託金を追加しております。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ38万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億4,838万4,000円とするものであります。

議案第52号は、令和7年度美祢市一般会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、本年度から令和9年度にかけて実施される山口デスティネーションキャンペーンに併せ、観光客等を対象とした地場産品等販売促進に必要な経費を追加しております。

民生費では、定額減税補足、不足額給付金事業に要する経費のほか、民間保育所等が行うICT等を活用した業務システムの導入に係る補助金、生活保護システムの

改修に要する経費を追加しております。

農林費では、新規就農者支援対策事業として、認定新規就農者や新規就農を希望する研修生の就農を支援する経費を追加しております。

教育費では、麦川小学校河川沿いフェンスの再設置工事に要する経費、学校・社会教育施設等のPCB運搬・処分に要する経費などを追加しております。

一方、歳入では、新しい地方経済・生活環境創生交付金 第2世代交付金をはじめとする特定財源を追加するほか、一般財源として、財政調整基金繰入金を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,701万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億2,539万7,000円とするものであります。

議案第53号は、令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、土地所有者から申立てのあった配管撤去請求に係る調停案の受諾に当たって、不足する土地占有に係る経費を追加する一方、予備費を減額するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額を4億4,222万8,000円とするものであります。

議案第54号は、令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、今後の業務を遂行する上で必要な経費を追加するものであります。

歳出では、総務費において、保険証年次更新時に、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認証の交付を行うため、発送に要する経費を追加する一方、歳入では、諸収入において、事業に係る補助金を追加しております。

以上により、既定の歳出予算の総額にそれぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,760万5,000円とするものであります。

議案第55号は、美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、鳳鳴地域交流センターの指定管理期間が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の選定に当たり、美祢市使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、施設使用料について、所要の改正を行うものであります。

議案第56号は、美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてあります。

このたびの改正は、人事院規則の一部が改正され、仕事と育児の両立支援制度の利用に係る職員の意向確認等の条項が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第57号は、美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、部分休業制度において、育児時間の多様化に関する条項が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第58号は、美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長及び開票管理者等の報酬額の基準額が改定されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第59号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方税法及び関係省令の一部が改正されたことに伴い、特定親族特別控除の創設など、所要の改正を行うものであります。

議案第60号は、美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、道の駅おふくの指定管理期間が今年度末をもって満了となるため、次期指定管理者の選定に当たり、美祢市使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき、温泉施設の利用料金について、所要の改正を行うものであります。

議案第61号は、美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、規定中の条番号に変更が生じたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第62号は、財産の取得についてであります。

これは、GIGAスクール構想第2期の実現に向け、児童・生徒1人1台の端末を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を

求めるものであります。

なお、去る4月11日にGIGAスクール用端末共同調達審査部会が開催され、この審査結果に基づき、5月30日付で最優秀提案者である株式会社大塚商会広島支店と、7,243万5,000円で仮契約を締結したところであります。

議案第63号は、民事調停事件に係る調停案の受諾についてであります。

これは、船木簡易裁判所令和6年（ノ）第11号配管撤去請求事件に関し、船木簡易裁判所から示された調停条項案のとおり民事調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第64号は、美祢市固定資産評価員の選任についてであります。

美祢市固定資産評価委員につきましては、税務課長の職にある者を選任しておりますが、本年4月1日付の人事異動により税務課長に異動があり、新たに税務課長となりました竹内正夫を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告6件、議案18件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これより、報告及び議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号令和6年度美祢市一般会計予算継続費の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、報告第2号令和6年度美祢市一般会計予算繰越明許費の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

日程第5、報告第3号令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算繰越明許費の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第3号を終わります。

日程第6、報告第4号令和6年度美祢市水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第4号を終わります。

日程第7、報告第5号令和6年度美祢市下水道事業会計予算の繰越しについての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第8、報告第6号令和6年度美祢観光開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。山中議員。

○13番（山中佳子君） 報告第6号令和6年度美祢観光開発株式会社事業報告書及び令和7年度事業計画書について質問いたします。

まず、2ページにあります部門別売上実績というところで、野菜市場が令和4年は1,171万3,397円、令和5年は593万9,462円と対前年比で50.7%となっております。また、令和6年度は132万7,894円と22.4%対前年比なっております。2年間で約10分の1になっていますが、その原因についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 岡崎商工労働課長。

○観光商工部商工労働課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

こちらのほうは、インボイス制度によるものでございます。

野菜自身の売上げも、令和4年度と令和5年度の4月から9月まで計上しておりましたけども、10月以降はインボイス制度の導入によりまして、手数料のみの計上となっておりますことから減額となっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） いいですか。山中議員。

○13番（山中佳子君） それでは、野菜が少なくなっているということではないわけですね。

○議長（荒山光広君） 岡崎商工労働課長。

○観光商工部商工労働課長（岡崎輝義君） 野菜のほうの数字はちょっと確認できませんけども、主には、インボイス制度のことが要因というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 次に、レストランのテナント料についてお尋ねしたいんですけれども、これ、条例改正によって、レストラン施設は、1か月で22万9,130円の範囲内の利用料金の設定ということになっておりますが、これは、令和6年度の予算は199万9,680円となっておりましたが、決算では181万2,210円となっております。で、7年度の予算もさらに減って174万9,720円となっておりますが、このテナント料決定の根拠となるものをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 河村觀光商工部長。

○觀光商工部長（河村充展君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

テナント料につきましては、今、山中議員言われましたとおり、条例の金額定めまして、その範囲内ということで進めているところでございますが、売上げの減少等に伴いまして、少し減額を認めているところでございます。

したがいまして、令和6年度の予算時では、2割減というところであったと思うんですが、その後の状況に応じまして、3割減ということで対応しているというところでございます。

令和7年度については、引き続きの令和3割減という状況で対応させていただくということで、今現在会社のほうは捉えていらっしゃいます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） この予算事業計画の7ページになるんですけれども、その中に、レストラン部分については、引き続きテナント事業者と定期的に協議の場を設け、経営の安定を図るため、相互利益を目指した取組を行っていくとありますが、これは、前年度と全く同じ文面です。これで、レストラン部門がますます売上げが伸びるような結果になっていくのかどうか、その辺の対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 河村觀光商工部長。

○觀光商工部長（河村充展君） ただいまの山中議員の御質問にお答えしたいと思いますが、山中議員言われますとおり、令和7年度の事業計画も令和6年度と同じであるという状況になっております。

現在、道の駅の経営陣とレストランのほうで定期的に協議を行っております。

この中で、地元の食を活用した新たなメニューづくり等についても、会社のほうからテナント事業者さんの方に、定期的に協議の場の中で御提案をしているというふうなお話はずっと聞いておるんですが、メニューそのもの——新たなメニューそのものについては、なかなか増えていないという状況でございます。

引き続き会社のほう——執行部のほうも入りまして、テナント事業者さんとの協議に臨みたいというふうに考えております。

言われるように、売上増、経営の安定ということは非常に大事なことだと捉えておりますので、引き続き我々も協力していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） やっぱり道の駅の発展ということは、食ってということで皆さん引きつけられて来られる部分もあると思いますので、ぜひ、レストランのほうに力を入れていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。3点ありますが、3点についてお尋ねします。

まず、1点目は、令和6年度事業報告書の3ページなんですが、この3ページの中の貸借対照表の中で、負債部分のところの未払金っていうのがあります。

これは、令和5年度見ますと6万6,960円でした。今回は534万1,000円と多くなっておりますが、この原因とか内容とかについてお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 河村觀光商工部長。

○觀光商工部長（河村充展君） ただいまの三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

この増えた要因は、買取金額が増えたということもあります、ひとつレジオネ

ラ属菌の関係で、中の工事を最終的にぎりぎりなって行っているところでございまして、その支払分が一部、3月31日現在では未払となっていたというのもございまして、このような金額というふうになっておるところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 分かりました。工事費の未払いがあったということで。

2番目として、費用の内訳書なんですが、5ページですけれど、これは減価償却費の減の内容なんですが、5年度に出て——5年度は157万に対して、6年度は73万と減価償却費が約半数になっておりますが、これは、どういうことでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 河村觀光商工部長。

○觀光商工部長（河村充展君） 詳細は、全部確認していかないと分からないところでございますが、償却期間の満了等も一部含まれているというふうには捉えております。よろしいですか。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 償却期間の満了ということは、もう機材が古くなつて、償却資産がなくなるよつていうことかと思うんですけど、新しい機材を更新とかもあるのかどうか。

この減額——減について、そういう新しい機材を更新するとかいう考えがあるのかなと思いましたが、これについてはどうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 河村觀光商工部長。

○觀光商工部長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、古くなつたもの、使用できなくなつたものについては、新たな取組として購入等、また、リース等で機械を整備していくということはあろうかと思いますが、詳細は会社のほうで行われているところで、細かいところについては、把握できてないところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 分かりました。その事業計画の中をしっかりと見ていませんので、そういった機械があるかどうかということはちょっと分かりませんが。

次の3つ目の質問に移ります。

貸倒引当金っていうのがあるわけなんですか、令和6年度にはありません。これはなぜかと。

そして、4ページを見ますと、戻入れ4,499円とあります。6年度ではなくて、この戻入れっていうのがあるわけなんですか、これのちょっと説明について、この関係っていうか、これ、経理のほうになるかと思うんですけど、この操作って言ったら変ですか、これとの関係についてお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 河村觀光商工部長。

○觀光商工部長（河村充展君） 貸倒れの関係のお話でございますが、貸倒れによつて損失を見積もっているわけなんですが、その辺の経費のやりとりの中で、戻入れがあれば返金されるというような内容だというふうに理解しておるところでござります。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 普通、経理をするときに、貸倒——農家はありませんよ。貸倒引当金というのは計上するんじゃないですかね。今回はそういうのがないから大丈夫だと——でしょうか。

○議長（荒山光広君） 三好議員、報告は会社から出された書類でございますので、当然、行政もある程度把握はしないといけないと思うんですが、答えられない部分もあるかと思いますけども、後ほど、また確認して報告ということでいいですか。今この場でちょっと難しいかもしれません。

○12番（三好睦子君） 分かりました。

○議長（荒山光広君） いいですか。

○12番（三好睦子君） 分かりました。

○議長（荒山光広君） その他質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

日程第9、議案第47号専決処分の承認について、美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第47号は、会議規則第37号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第47号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第48号専決処分の承認について、美祢市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第48号は、会議規則第37号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第48号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第49号専決処分の承認について、美祢市都市計画税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第49号は、会議規則第37号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第49号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12、議案第50号専決処分の承認について、美祢市国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっている議案第50号は、会議規則第37号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第50号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。本案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13、議案第58号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第58号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第51号令和7年度美祢市一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第51号は、会議規則会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第51号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第52号令和7年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第52号は、所管の委員会へ付託します。

日程第16、議案第53号令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第53号は、所管の委員会へ付託します。

日程第17、議案第54号令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第54号は、所管の委員会へ付託します。

日程第18、議案第55号美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第55号は、所管の委員会へ付託します。

日程第19、議案第56号美祢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第56号は、所管の委員会へ付託します。

日程第20、議案第57号美祢市職員の育児休暇——育児休業等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第57号は、所管の委員会へ付託します。

日程第21、議案第59号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第59号は、所管の委員会へ付託します。

日程第22、議案第60号美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第60号は、所管の委員会へ付託します。

日程第23、議案第61号美祢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第61号は、所管の委員会へ付託します。

日程第24、議案第62号財産の取得についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第62号は、所管の委員会へ付託します。

日程第25、議案第63号民事調停事件に係る調停案の受託についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第63号は、所管の委員会へ付託します。

日程第26、議案第64号美祢市固定資産評価委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117号の規定により、竹内税務課長の退席を求めます。

[税務課長 竹内正夫君 退席]

○議長（荒山光広君） これより、議案第64号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第64号の討論を行います。本案に対する御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。本案について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

竹内税務課長の復席を許可します。

[税務課長 竹内正夫君 復席]

○議長（荒山光広君） 竹内税務課長には、ただいま議会において、固定資産評価委

員の選任に同意されましたのでお知らせします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午前10時59分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月17日

美祢市議会議長

会議録署名議員

//